

令和7年度第1回 さいたま市文化財保護審議会 議事録

1 日 時 令和7年7月30日(水) 14時00分から15時10分まで

2 場 所 さいたま市役所 特別会議室

3 出席者名

【委員】

所 属 等	分 野	氏 名	役 職
立教大学名誉教授	歴史資料	老川 慶喜	会長
埼玉県立近代美術館主任専門員兼学芸員	絵画	大越 久子	
目白大学非常勤講師	天然記念物	小茂田 美保	
日本考古学会協会会員	考古・史跡	笹森 紀己子	
埼玉大学准教授	仏教彫刻	清水 紀枝	
女子美術大学染織文化資源研究所研究員	保存修復	長井 まみ	
元埼玉県立高校教諭	天然記念物	成谷 俊明	
立正大学非常勤講師	古文書・歴史資料	橋本 直子	
日本工業大学名誉教授	建造物	波多野 純	
國學院大學名誉教授	無形・民俗	茂木 栄	副会長
芝浦工業大学名誉教授	建造物	渡辺 洋子	

【事務局】

所 属 名	職 名	氏 名
生涯学習部	部長	深津 健太郎
文化財保護課	課長	小林 昌彦
文化財保護課 文化財保護係	課長補佐兼係長	磨田 顕寛
文化財保護課 史跡整備係	係長	井上 拓巳
文化財保護課 文化財保護係	主査	村井 貴博
文化財保護課 文化財保護係	主任	原田 信弘
文化財保護課 文化財保護係	主事	伊藤 舞
文化財保護課 埋蔵文化財係	主事	長瀬 英俊

4 欠席者名

【委員】

所属等	分野	氏名
埼玉大学教授	歴史資料	清水 亮
元埼玉県立文書館主幹	古文書	原 由美子
民俗芸能学会理事	無形・民俗	三田村 佳子
日本大学教授	考古・史跡	山本 孝文

5 議 事

(1) 報告事項

第1号 令和7年度文化財保護及び保存事業の概要について

第2号 さいたま市文化財保存活用地域計画運営協議会の設置について

(2) 諮問事項

第1号 市指定文化財の種別変更について

史跡 郷学戩穀堂の碑〔第31号(岩)〕

6 公開・非公開の別 公開

7 傍聴人の数 0人

8 協議内容 下記のとおり

記

(1) 報告事項

第1号 令和7年度文化財保護及び保存事業の概要について

第2号 さいたま市文化財保存活用地域計画運営協議会の設置について

・第1号について、資料3ページから6ページまで事前に送付していたため、説明は省略とした。

・第2号について、資料7ページのとおり事務局より報告した。

(事務局)

「さいたま市文化財保存活用地域計画」に掲げた将来像を実現するため、「さいたま市

文化財保存活用地域計画運営協議会」を設置する。主に計画の進捗を報告し、意見や助言を受ける予定である。当審議会委員として、当該地域計画に係る策定協議会委員を務めた渡辺委員に、運営協議会委員も務めてもらえればと考えている。

(老川会長)

文化財保護審議会委員の選出区分はないが、渡辺委員は学識経験者の区分で選出するのか。

(事務局)

そのとおりである。

(老川会長)

渡辺委員から何かあるか。

(渡辺委員)

すでに令和6年度から7か年の計画期間が始まっている。文化財保護審議会でも適宜報告しながら進めて参りたい。

(2) 諮問事項

第1号 市指定文化財の種別変更について
史跡 郷学馱穀堂の碑〔第31号(岩)〕

- ・ 部長より諮問書を会長に提出
- ・ 第1号について、資料のとおり事務局より説明した。

(渡辺委員)

石碑の所有権や移設費用はどうなるのか。

(事務局)

石碑は岩槻郷土資料館等に移設することが望ましいと考えており、最終的に当市への寄贈になるかと思われる。なお、文化財保護課としては、所有者に負担するようお願いすることになるかと思われる。

(渡辺委員)

石碑は大きいのか。

(事務局)

高さが 120cm 程度あり、埋設されている部分を含めるとその分大きくなる。

(老川会長)

現地調査を行った笹森委員、橋本委員から何かあるか。

(笹森委員)

石碑がある所有者宅は、広い敷地で古い大通りに面した旧家のお宅かと思われる。敷地の中央付近に石碑があり、かつては教育を行った戩穀堂があったが、現在建物は残っていない。近代に建設された住居が 2 棟建っているのみである。戩穀堂が敷地内のどこに建っていたのか、どのような建物だったのかはわからない。その中で石碑だけが残っており、地域の中で大事にされている。所有者の事情もあり、現地で残していくのは難しいようだ。石碑だけでも残すため、移設の過程で石碑が傷付いたり失われないよう配慮のうえ、市に寄贈していただき、移設先で戩穀堂がどこにあったか案内するのがよいかと思われる。

(橋本委員)

石碑は現状、付近に樹木が繁茂しており、市民が見学したいと思っても、公共の場所から見られる状態でない。石碑自体は剥離もなく綺麗であり、貴重なものである。今のよう自由に見られない状態は望ましくない。移設の費用が問題であるが、そこが解決できるのであれば、歴史資料に種別変更し、移設するのがよいかと思われる。

(老川会長)

私も笹森委員、橋本委員とは別日程で現地を見に行った。資料の写真の通り、柵の外から覗くようになるが、樹木が邪魔でよく見えない。所有者の事情も考慮する必要があるし、どうしても史跡の区分で維持する必要がある文化財ではない。当地の来歴を伝える貴重な内容が記述されていることや地域で大切にされているものであることから、歴史資料へと区分変更し、保存するのがよいのではないかと、というのが現地を調査した 3 人の意見である。

今後事務局はどのような流れで進めるか。

(事務局)

所有者サイドと各委員の意見等を踏まえ協議する。資料をとりまとめ、委員の皆様には書面等で状況をお知らせし、答申を頂戴する手続きを進めたいと思っている。

(大越委員)

種別変更に異存はない中で、所有者の事情を考えると今後速やかに手続きを進める必要があると思われるが、移設するのにある程度の目処が立っているべきと考える。岩槻郷土資料館への移設は打診しているのか。

(事務局)

岩槻郷土資料館への移設は打診してある。また、歴史資料担当として意見を受けた清水亮委員から隣接地の岩槻人形博物館への移設も提案されており、岩槻人形博物館の意見も確認したいと考えている。

(長井委員)

岩槻人形博物館の駐車場は、入るとすぐに太田道灌像や旧岩槻市役所の碑が立っており、一緒に並べることができると、来館者や通行人が見学しやすい開かれた場所なのでよいのではないかと思う。

(事務局)

岩槻郷土資料館駐車場も岩槻に関わる多くの石碑類が集められており、実現性は高いかもしれない。

(老川会長)

それでは、異論ないようなので事務局は種別変更で進めること。

以上をもって本日の審議を終了とする。